

行政庁の確認を受けた公益法人一覧(被災者支援寄附金関連)

<内閣府の確認を受けた公益法人一覧(平成25年10月11日時点)>

寄附金を募集する公益法人の名称	主たる事務所の所在地	確認対象寄附金	寄附金の募集を行う期間	左のうち指定寄附金となる期間
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	東京都千代田区内神田二丁目8番4号山田ビル4階	東日本大震災の被災地である宮城県、岩手県、福島県において現地NPO法人などと連携して実施する被害を受けた子どもに対する教育・保護を中心とした活動、及び仮設住宅地域におけるこれらの活動を行う拠点となる子どもの遊び場の設置に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで
公益社団法人セカンドハンド	香川県高松市観光通一丁目1番地18	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市、仙台市において被災者のために瓦礫等の除去、物資の配布、地域での相互扶助のための体制作りを行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金 ※平成25年10月10日以降に募集する寄附金については被災者支援活動実施場所に仙台市を追加	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで
公益財団法人日本財団	東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル	東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県において社会人ボランティア及び学生ボランティアを派遣して行う支援活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで
公益社団法人東日本大震災雇用・教育・健康支援機構	神奈川県鎌倉市小町一丁目4番24号	東日本大震災の被災地である岩手県における被災住民のための起業支援にかかる活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成24年5月25日から平成25年12月31日まで	平成24年5月25日から平成25年12月31日まで
公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	東日本大震災の被災地である岩手・宮城・福島県沿岸において被災者のために森の防潮堤や丘等への植樹を行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成25年3月23日から平成25年12月31日まで	平成25年3月23日から平成25年12月31日まで
公益社団法人助けあいジャパン	東京都港区麻布十番1-10-10 ジュールA8F	岩手県、宮城県、福島県の社会人・学生ボランティアを派遣して行う支援活動費用及び岩手県、宮城県、福島県の事業再開、販路拡大のためマッチングの活動費用	平成25年7月11日から平成25年12月31日まで	平成25年7月11日から平成25年12月31日まで

現在、都道府県の確認を受けた公益法人はありません。